第3章 政策分野でとの現状・課題と具体的な取り組み

1 仕事と子育ての両立支援

(1) 働き方の見直し

【「新新子どもプラン(平成17~21年度)」の実績・成果】

男女が共に仕事と子育てを両立できるようにするためには、長時間労働などの職場優先の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の両立)を実現できる環境を整備することが重要です。

このため、企業や個人等の「仕事と生活の調和」に向けた先進的な取り組みを、「北九州市ワーク・ライフ・バランス表彰」として顕彰するとともに、その取り組み内容を広くPRしました。また、平成20年12月に、企業、働く人、市民、行政が一体となって、働き方や暮らし方の見直しに取り組むため、「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を設置しました。このような官民一体となった協議会の設置は、全国でも数少ない取り組みです。

このように、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、職場優先の企業風土の 見直しや多様な働き方の普及に努めるとともに、男女が共に責任を担う家庭生活の 実現に向けて、固定的役割分担意識の解消などにも積極的に取り組んできました。 一方で、次のような現状・課題が見られ、今後も継続的な取り組みが必要です。

【現状・課題】

ア 長時間労働と年次有給休暇の取得率

30~44歳のいわゆる「子育て世代」の男性は、長時間労働が多く、本市では20%を超える人が、週60時間以上働いています。また、全国の労働者1人当たりの平均年次有給休暇の取得率は、平成13年度からほぼ一貫して下降しており、平成19年度で46.6%となっています。



子育て世代の長時間労働を解消し、子どもと向き合う時間を とれるようにするとともに、子どもの病気など、生活上必要な ときに休める職場環境づくりが必要です。

イ 女性の働き方

子育てのために仕事を中断する女性が多い(女性の労働力率を年齢別にみると、30~34歳を谷とするM字カーブとなっている)が、母親の就労希望者は多く、また、子どもが小学生になるとパートタイム就業が増加しています。



働き続けたい女性が、就労を継続できる環境を整えるとともに、 出産後、再就職を希望する女性が、働き方を選択し、就業できる 社会環境づくりが必要です。

ウ 子育て世代のワーク・ライフ・バランスに対する実感

子育て世代の仕事と生活のバランスがとれているかの意識について、「希望」 と「現実」が一致している人の割合が少ないなど、保護者が望むワーク・ライフ・バランスが実現できていません。



本人が望む仕事と生活のバランスを実現できる社会環境づくりが 必要です。

エ 父親の家事・育児参加

本市では、全国と比較して性別による固定的役割分担意識が強い傾向にあり、意識改革が十分進んでいるとは言えません。また、父親の家事・育児への参加もあまり進んでいません。



固定的役割分担意識をなくし、父親が積極的に家事・育児に 参画することが当然であるという意識づくりが必要です。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『男女が共に働きながら、子育てができる風土の定着 ~ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進~』

① 地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進

市民、企業、行政が一体となって、地域ぐるみで働き方を見直す体制を整備するなどワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男性も女性も働きながら子育てができる環境づくりを行います。

② 企業等のワーク・ライフ・バランス推進に対する支援

企業等のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、取り組みが推進されるよう、企業等に対して啓発やアドバイザー派遣などを行うとともに、働く意欲のある女性が働き方を選択し、就業できるよう支援します。

③ 男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

家庭や地域・企業などに向けた広報啓発や各種講座等の実施により、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男性の家事・育児への参画を積極的に推進します。

【成果の指標(目標)】

i)市内企業等における週労働時間60時間以上の雇用者の割合

(17年度:10.2%⇒減少)

ii) 仕事と生活の両立が図られていると感じる人の割合

(20年度:27.8%⇒増加)

iii) 家事・育児をしていない父親の割合

就学前児童の父親

(家事 20年度:39.4%→減少、育児 20年度:10.3%→減少)

小学生の父親

(家事 20年度:38.5%→減少、育児 20年度:16.7%→減少)

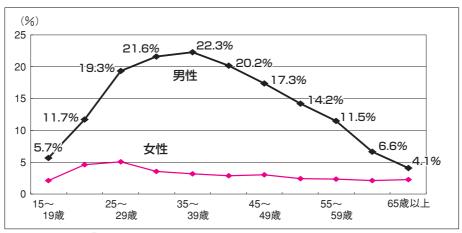




北九州市では、男女がともに協力して、 仕事に子育てに、いきいきと取り組むこと ができる社会の実現を目指して、ワーク・ ライフ・バランスを推進しています。

〔参考データ〕

○ 週60時間以上就業している人の割合(平成17年)



資料:総務省「国勢調査」

○ 父親の帰宅時間

	20時以降	21時以降
就学前児童の父親	45.1%	28.4%
小学生の父親	45.8%	29.8%

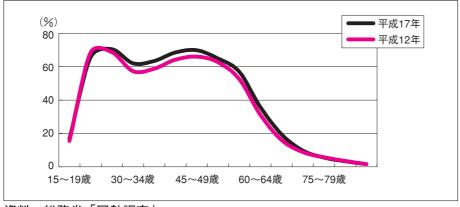
資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 年次有給休暇(全国の労働者1人当たりの平均年次有給休暇取得率)

平成13年	49.5%
14	48.4%
15	48.1%
16	47.4%
17	46.6%
18	47.1%
19	46.6%

資料:厚生労働省調査

○ 女性の年齢階級別労働力率



資料:総務省「国勢調査」

○ 母親の就労率

	就学前児童の母親	小学生の母親
フルタイム	23.4%	26.2%
パート	19.7%	35.1%
計	43.1%	61.3%

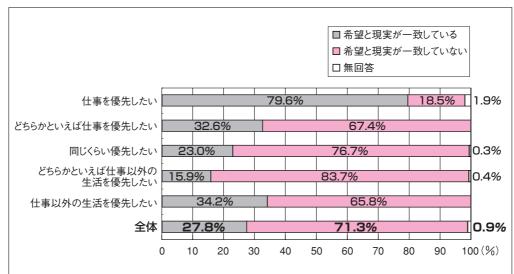
資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 未就労の母親の就職希望状況

就学前児童の母親	小学生の母親	
86.2%	73.6%	

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 子育て世代のワーク・ライフ・バランス(18歳以上40歳未満の男女)



資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に賛成する人の割合

北九州市	全 国
57.5%	45.2%

資料:北九州市は平成17年市民意識調査、全国は平成16年内閣府調査

○ 父親の家事・育児時間

	就学前児童の父親	小学生の父親
家事をまったくしていない	39.4%	38.5%
育児をまったくしていない	10.3%	16.7%

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 地域が一体となったワーク・ライフ・バランスの推進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	地域ぐるみで働き方を見直す 体制の推進【拡充】 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部)	多様で柔軟な働き方が選択・実現できる社会を目指して、市民、企業、行政が一体となってワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男性も女性も働きながら子育てができる環境を整備します。 本市における働き方の定期的な実態把握(調査分析) 企業、働く人、市民、行政等からなるワーク・ライフ・バランス推進協議会(平成20年12月設置)による推進体制強化と事業拡充 ワーク・ライフ・バランスに関する推進キャンペーンやウェブサイトをはじめとしたさまざまな媒体を活用した啓発活動による市民理解の促進・浸透

② 企業等のワーク・ライフ・バランス推進に対する支援

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進の支援 【拡充】 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部)	企業等のワーク・ライフ・バランスに対する理解を深め、推進への取り組みを積極的に支援するため、啓発事業、ノウハウの提供、アドバイスなどを行います。 ○ 企業内推進者育成のための各種啓発セミナー、講座等の実施、企業表彰など ○ 先進取り組み事例の紹介、推進アドバイザー派遣、事業主に対する「一般事業主行動計画」の策定推進など また、働く意欲のある女性の継続就労・キャリアアップのために、就労相談や、女性の就業者・(再)就職希望者を対象としたスキルアップ講座などを充実します。

Q	「北九州市職員の次世代育成 支援プログラム」の推進【拡充】 (総務市民局・人材育成・ 女性活躍推進課)	第二期「北九州市職員の次世代育成支援プログラム (平成22年3月策定予定、計画期間:平成22年4月 ~27年3月)」に基づき、ワーク・ライフ・バランス の推進を通じて職員の仕事と子育ての双方の充実に取 り組みます。 特に、男性職員の子育て支援や、仕事のマネジメン ト・働き方の見直し、職場環境の整備や制度取得職員 の支援等を中心に、積極的な取り組みを行います。
Э	有資格業者の登録における 社会的責任・社会貢献の評価 (契約室・管理課)	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進等の取り組みを積極的に評価するため、有資格業者の格付における主観点の評価項目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」を設け、要件を満たす場合に加点します。
4	総合評価落札方式 (技術監理室・技術企画課)	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進等の取り組みを積極的に評価するため、価格以外の要素項目の一つとして、「子育て支援・男女共同参画」を設定し、要件を満たす場合に加点します。
5	次世代育成対策支援拠点の 設置支援の検討 (産業経済局・産業政策課)	厚生労働省認定の「次世代育成支援認定マーク(くるみん)」の取得支援や制度周知のための合同企業説明会を開催し、企業の雇用戦略を支援します。 さらに、経済界・産業界において「次世代育成対策支援拠点」の機能を担う組織の設置を目指し、検討の場を設けます。
6	「北九州市産業雇用戦略」 に基づく、就業を通じ活躍 する女性モデル事業 (産業経済局・産業政策課)	女性の能力を活かす企業における取り組みを促進するために、「北九州市産業雇用戦略」に基づき、女性の活躍する企業(ものづくり職場)のモデル事業化を行います。 また、モデル事業の先進的な取り組み状況をまとめ、好事例集として情報発信します。
7	女性が地元で就職し、活躍 できるような多様な就業機会 の創出 (産業経済局・産業政策課)	女性が能力を発揮できる環境づくりなどのノウハウを市内企業に普及するため、セミナーの開催や専門家の派遣を行います。 また、女性の活躍推進に取り組む企業のネットワーク化を図るとともに、地域・業種間で取り組むべき共通の課題を検討する協議会の設置・運営を行います。
8	福利厚生の充実に向けた 企業等への広報・啓発 (産業経済局・雇用開発課)	雇用環境の改善に向けた啓発の中で、子育て中の社 員に対する福利厚生の充実について、企業等の主体的 な取り組みを支援する国の各種助成金制度などの内容 を紹介し、活用を促進します。

9	事業主に対する公的助成金 活用促進 (産業経済局・雇用開発課)	関係機関と連携し、雇用・労働情勢・労働時間短縮・長期休暇取得等の周知、PRに合わせて、助成金等について関係資料の閲覧、配布を行います。
10	家族経営協定の推進 (産業経済局・地産地消 推進課)	農業経営の場において、労働報酬、休日や役割分担 などについて家族全員が話し合いで取り決め、意欲と 生きがいを持って農業に取り組めるように家族経営協 定制度の普及、啓発を図ります。

③ 男女の固定的な役割分担意識の解消と男女共同参画への理解促進

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	子育で等家庭生活や地域活動における男性の参加促進 【拡充】 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部、子ども家庭政 策課、子育て支援課、保育課、 教育委員会・企画課、 生涯学習課)	男性の家事・育児への参画を促進するため、啓発事業や実践講座などを充実させます。 出前講演、セミナーなどPR活動の推進 市民団体やNPO等との協働による男性の家事・育児力の向上を支援する実践講座等の実施 企業と行政が協働で働き方を見直し、子育て力の向上や家庭教育の推進を図る事業・仕組みの検討 (企業) 参観日やPTAなど学校行事や、子どもの予防接種、健診などに参加しやすい職場環境づくり、休暇制度など (行政) 企業幹部・従業員の1日保育士体験受け入れ、企業の子育て研修等への講師派遣など
2	男女共同参画フォーラムin 北九州開催支援 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部)	「北九州市女性団体連絡会議」が男女共同参画社会の実現を目的として開催する啓発事業「男女共同参画フォーラムin北九州」を支援します。
3	小中学校向け男女共同参画 副読本の作成および活用促進 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部)	男女共同参画についての基本的な項目を分かりやす くまとめた副読本を、小中学生に配布し、子どもの頃 からの男女共同参画意識の定着や進路選択の参考とし て役立てます。
4	若年層向け男女共同参画広報 ・啓発事業 (子ども家庭局・男女共同 参画推進部)	高校生や大学生などの若年層に対し啓発パンフレットを作成・配布し、就労の重要性やワーク・ライフ・バランスなど、男女共同参画に関する啓発を行います。

(2) 保育サービス

【「新新子どもプラン(平成17~21年度)」の実績・成果】

本市の保育所については、市全体ではおおむね入所希望に対応できるものの、地区ごとの人口の分布や子どもの数の変化に伴い、一部の地区では待機児童が生じていました。

このため、保育所の不足する小倉北区や小倉南区、八幡西区の一部地域で民間保育所2施設の開設や既存保育所の定員増を行い、平成21年度までに入所定員を504名拡大しました。この結果、平成20年度、21年度とも4月1日時点での待機児童は解消しました。

また、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、病児・病後児保育、 休日保育などの特別保育を推進しました。

あわせて、公立保育所※の統合・民営化を行うとともに、公立保育所の施設を民間法人へ譲り渡し、保育所の運営に関する市の負担を軽減しました。このうち老朽化した6施設については、統合・民営化等にあわせて、民間法人による施設の建て替えを行い、保育環境の向上を図りました。

こうした取り組みとともに、社会福祉研修所における研修の充実や、本市独自の 基準による「第三者評価事業」の実施、認可外保育施設に対する指導の強化や研修 の実施など、保育サービスの質の確保・向上に向けた取り組みを進めました。

このように、ハード・ソフト両面から保育サービスの向上に努めた結果、「次世代育成に関する市民ニーズ調査」の結果では、保育所の施設については8割の人が、また、保育内容については9割の人が「満足」と回答しています。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

※ 用語解説の「認可保育所」を参照。

【現状・課題】

ア 多様化する課題を踏まえた「保育の質の向上」

現在、保育所に通う子どもの中で、言葉や行動など、発達の気になる子どもが増えています。また、保護者についても、育児不安、子育て力の低下など、 支援の必要な保護者が増えています。

一方で、少子化や核家族化、都市化の進行などに伴い、地域の支え合い機能も弱まりつつあります。

このように、子ども、家庭、地域が変化する中で、保育所に求められる役割 もますます広がり多様化しています。



多様化する課題に対応しながら、子ども・家庭・地域への支援を 進めるため、保育士の専門性の向上に取り組むとともに、その業務を 支える取り組みを進め、保育の質の向上を図る必要があります。

イ 特別保育

延長保育の利用時間の拡大や日曜・祝日の保育希望など、保育所に対する ニーズが多様化しています。

なかでも、多くの保護者が、子どもが病気になったときの対応に苦慮していますが、現行の病児保育による対応には限界があります。



延長保育、夜間保育などの「特別保育」については、仕事と、 家庭における子どもの生活リズムや子育てとの調和に配慮し、 その必要性を見極めながら充実を図る必要があります。

子どもが病気の時の対応について、子どものために仕事を休める 体制と、病気の子どもを預かる仕組みの両方を確立する必要が あります。

ウ 障害児保育

本市では、保育所での保育が可能な障害のある子どもについて、積極的な受け入れを行っています。しかしながら、共働きを望む保護者が増加する中で、 障害児保育について、さらなる対応の充実が求められています。

また、保育所に通う子どもの中で、発達障害など特別な支援の必要な子どもが増加しており、きめ細かな対応が求められています。



障害のある子どもについて、子どもの状況に配慮しながら、 保育所での受け入れをさらに進め、保護者の仕事と子育ての両立を 支援する必要があります。

発達障害など特別な支援を要する子どもについて、専門機関との連携のもと、子どもの発達に応じた適切な保育を行いながら、 保護者の障害受容へ向けた働きかけを行う必要があります。

エ 保育サービスの基盤整備

子育て家庭の中には、「現在働いていないが、今後は働きたい」との意向を 持つ母親もいます。また、厳しい経済状況も続いており、保育所への入所を希 望する人は、今後さらに増加するものと思われます。

保育所の定員については、市全体では年度当初の受け入れ体制はおおむね整っていますが、年間を通して見た場合、若松区、八幡西区などの一部地区で年度の後半にかけて待機児童が生じています。

これらの地区では、入所希望にできるだけ対応するため、多くの保育所で年 度当初から定員を超えた入所を行っており、年度中途の入所希望への対応が難 しい状況が続いています。



今後の就学前児童数の動向や、保護者の就労希望の動向を踏まえながら、保育所入所定員の見直しを図る必要があります。

入所定員の見直しにあたっては、地区ごとの保育所配置の現状や 児童数の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう 「適正配置」を推進する必要があります。

オ 直営保育所の再編と機能強化

直営保育所※では長年にわたり、支援の必要な子どもと保護者への支援に積極的に取り組み、安心して子育てできる環境づくりに努めてきました。

しかしながら、その施設はほとんどが昭和40年代から50年代にかけて設置されたもので、地域人口の変化に伴う入所児童の減少、老朽化、運営の効率化など、固有の課題を抱えながら運営しています。



直営保育所について、運営の効率化とともに、子育て支援の 観点から、今後の役割、必要な機能などを明確にした上で、将来へ 向けた施設の再編と、その機能や人材を活かした取り組みの 強化について検討する必要があります。

※ 用語解説の「認可保育所」を参照。

カ 在家庭の子どもと保護者への支援

地域の子育て家庭への支援は、保育所に通う子どもへの保育とともに、保育 所の重要な役割の一つです。

保育所に通う子どもと同じように、在家庭の子ども(保育所や幼稚園に通っていない子ども)の中にも、発達の気になる子どもや、育児に不安を抱える保護者が増えていますが、未就園児の場合、子育てに係る専門的な相談や支援を受ける機会は限られています。



家庭において子どもが健やかに成長できるよう、今後とも、 育児相談や地域交流など、保育所を拠点とした子育て支援に取り 組む必要があります。

直営保育所の機能を活かしながら、発達の気になる子どもへの対応を強化する必要があります。

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。



【施策の方向性・柱】

『保育に欠ける子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、 子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現』

① 保育の質の向上

保育所に求められる役割の多様化を踏まえ、体系的な研修等を通じて保育士等の専門性の向上に取り組むとともに、保育所に対する専門的な支援体制を強化し、保育の質のさらなる向上を図ります。

② 多様なニーズに対応した特別保育の充実

家庭における子育てと仕事の調和や、子どもの生活リズムに十分配慮しながら、 延長保育や病児保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

③ 障害児保育の充実

障害のある子どもの福祉の向上および保護者の仕事と子育ての両立支援を図るため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組みます。

④ 保育サービスの基盤整備(適正配置の推進)

本市の保育所配置の現状や、保護者の就労状況、地区ごとの児童数の動向などを踏まえながら、保育所の適正配置と機能の強化に取り組みます。

⑤ 直営保育所の再編と機能強化

直営保育所について、保育所運営の効率化を図りながら、その機能を集約し強化するため、保育所適正配置の一環として、統合・民営化による施設の再編を進めます。

あわせて、直営保育所の施設と人材を活用し、支援の必要な子どもと家庭への 継続した支援や、区役所の相談・コーディネート機能の強化を図ります。

⑥ 保育所における子育て支援の充実

家庭における子育てを支援するため、育児相談や情報提供、親子遊び、地域交流、一時保育など、保育所の機能を活かした取り組みを一層充実します。

あわせて、支援の必要な子どもと家庭への対応を強化するため、直営保育所の 機能を活かした子育て支援の充実を図ります。

【成果の指標(目標)】

- i) 待機児童数(年度当初の待機児童O人を維持、年度中途の待機児童を解消)
- ii) 保育所に対する満足度

(施設、環境 20年度: 79.6%→向上、保育内容 20年度: 90.4%→向上)

〔参考データ〕

○ 運営主体別保育所数

		平成17年度	平成21年度
公立	直営	28	23
	委託	16	指定管理 8
民	間	113	126
計		157	157

○ 保育所定員および入所児童数

	平成17年度	平成21年度
定員	15,650人	15,814人
入所児童数(年平均)	16,879人	(16,466人)

注:() は平成20年度の年平均

○ 待機児童数の推移

	平成20年度	平成21年度
4月	0人	0人
10月	17人	12人
3月	107人	_

○ 母親の就労状況

	働いている	働いていない	無回答
就学前児童の母親	43.1%	52.3%	4.6%

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 母親の就労希望(上記のうち、働いていない人)

	比率
すぐにでも、または1年以内に働きたい	24.4%
子どもがある程度大きくなったら働きたい	61.8%
希望なし、無回答	13.8%

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 保育所に対する満足度

	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設、環境	31.9%	47.7%	17.7%	1.4%	1.2%
保育内容	41.0%	49.4%	6.2%	2.2%	1.2%

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

○ 保育所での障害のある子どもの受け入れ数

※ 171ページ参照

具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 保育の質の向上

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	巡回カウンセラー(臨床 心理士)の派遣【新規】 (子ども家庭局・保育課)	臨床心理士と保育士がペアを組んで保育所を巡回訪問し、児童虐待の疑い、養育困難など処遇の困難なケースの対応について、保育士の相談に応じ、子どものケアなど必要な指導を行います。 また、緊急の案件が生じた際に、迅速に保育所に出向き、児童、保護者、保育士等の心のケアを行います。
2	研修内容の充実(保育所) (子ども家庭局・保育課)	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所の研修について、その効果を検証しながら内容等の検討を行い、一層の充実を図ります。 具体的には相談技術、児童虐待問題、情報化や国際化等の研修を充実します。 また、市内外で行われる専門研修に積極的に参加します。
3	認可外保育施設研修代替 職員費補助 (子ども家庭局・保育課)	北九州市内に所在する認可外保育施設(届出対象施設)が市主催の研修会に参加するために、代替職員を雇用した場合の経費の一部を補助することにより、認可外保育施設の職員の資質向上および入所児童の処遇向上を図ります。
4	保育指導専門員の配置 (子ども家庭局・保育課)	認可外保育施設の指導監督を強化するため、認可保 育所の所長経験者2名を保育課に配置し、きめ細やか な指導を行います。
5	児童福祉施設等第三者評価 事業 (子ども家庭局・保育課、 子育て支援課)	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報 の提供や、サービスの質の向上を図るため、第三者評 価事業の一層の普及を図ります。
6	認可外保育施設衛生・安全 対策事業(職員分) (子ども家庭局・保育課)	北九州市内の認可外保育施設(届出対象施設)に従事する職員の健康診断に要する経費の一部を補助することにより、認可外保育施設に従事する職員の感染症などへの罹患を未然に防止し、施設を利用する児童の衛生および安全を確保します。

7	認可外保育施設衛生・安全 対策事業(児童分) (子ども家庭局・保育課)	乳幼児の衛生および安全を確保し、その健全育成に 資するため、北九州市内に所在する認可外保育施設(届 出対象施設)を利用する児童の健康診断に要する経費 の一部を補助します。
8	家庭支援推進保育事業の実施 (子ども家庭局・保育課)	家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で、特に 配慮を必要とする子どもと保護者への支援に取り組 み、子どもの健やかな育成を図ります。
9	社会福祉施設従事者研修の 充実 (保健福祉局・総務課)	保育所、老人福祉施設、障害福祉施設など、社会福祉施設において利用者のニーズにあった質の高いサービスを提供するため、従事職員の資質向上を図る研修(階層別研修、専門研修など)を実施します。 【受講者数】 20年度:2,206人→現状程度維持

② 多様なニーズに対応した特別保育の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	延長保育事業【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育時間を午後7時まで延長する「延長保育」の充実を図ります。 今後は地域の実情を踏まえながら、実施箇所の増加を図るとともに、子どもの生活リズムに配慮しながら、午後8時までの延長保育の実施を検討します。 【実施箇所数(午後7時まで)】 21年度:140箇所⇒26年度:153箇所 【実施箇所数(午後8時まで)】 21年度:0箇所⇒26年度:20箇所
2	夜間(長時間)保育事業 【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	夜間の保育需要に対応するため、午前7時からおおむね午前0時まで利用できる「夜間保育所」について、利用者の動向を踏まえて入所定員の拡大を検討します。 【実施箇所数】 21年度:1箇所⇒現状維持
3	休日保育事業【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	日曜日、祝日および年末の保育需要に対応する「休日保育」の拡大を図ります。 【実施箇所数】 21年度:7箇所⇒26年度:9箇所

		パート就労などの多様な働き方を支援するため、週 に2、3日程度または午前か午後のみなど必要に応じ
4	特定保育事業 (子ども家庭局・保育課)	てより柔軟に利用できる「特定保育」を引き続き実施 します。 【実施箇所数】 21年度:5箇所⇒現状維持
5	急病の子どもを支える仕組みづくり【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	仕事と子育ての両立を支援するため、保育所等の施設やボランティア、医療関係者、企業等の職場、保護者などが子どもの病気についての理解を深め、相互に連携しながら、急病の子どもを支える仕組みづくりを推進します。 ○ 乳幼児期の子どもの病気や、保育所などでの対応についての啓発(急な病気のときの対応、登園できる目安など) ○ 「ほっと子育てふれあいセンター」など、各種団体による支援の促進 ○ 企業などの職場に対する働きかけ(子どもの病気に関する理解と支援の促進)
6	病児・病後児保育の充実 【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	現在の病児・病後児保育の利用状況や、保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の「病児保育」を拡大します。 あわせて、より効果的・効率的にサービスを提供するため、施設の空き情報を共有化して保護者に提供するなど、病児保育のネットワーク化を進めます。 【実施箇所数】 21年度:8箇所⇒26年度:11箇所

③ 障害児保育の充実

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	障害児保育の充実【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

2	保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化【拡充】 (子ども家庭局・保育課、教育委員会・特別支援教育課、企画課、保健福祉局・障害福祉課)	保育所・幼稚園等と小学校・特別支援学校が、特別な支援が必要な児童についてのケース会議を持ち、就学に向けた入学児童の一人ひとりの引き継ぎ資料等を作成するなど、入学時の連絡体制・情報共有機能を強化します。
3	専門機関との連携による 保育所での発達障害児支援の 充実【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	保育所と、「子ども総合センター」、「総合療育センター」など専門機関との連携を強め、保育所に通うLD、ADHD、高機能自閉症のある子どもなどへの支援の拡充を図ります。 特に今後の課題として、保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、支援に取り組みます。
4	総合療育センター等の専門 スタッフの派遣【拡充】 (保健福祉局・障害福祉課)	保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童 養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援 センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助 言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実するこ とで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を 深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向 上を図ります。

④ 保育サービスの基盤整備(適正配置の推進)

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	保育所入所定員の拡大 【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	保育所が特に不足する地域について、民間保育所の 新規開設や既存保育所の定員増を行い、年間を通じた 待機児童の解消と、年度当初における定員超過入所の 状況の解消を目指します。 なお、新規開設の公募にあたっては、私立幼稚園(幼 保連携型認定こども園)など既存施設の活用も含めて、 より幅広い視点から民間活力の活用を図ります。
2	直営保育所の再編・民営化 【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、児童数の減少等に伴う近隣の保育所との統合や、 老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の 民営化を行い、施設の再編を進めます。 【直営保育所数】 21年4月:23箇所⇒27年4月:18箇所

3	産休明け保育等の対応の強化 (家庭保育員、乳児保育の拡充) 【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	産休明けを含む乳児期の保育ニーズに対応するため、生後43日から保育を行う家庭保育員の増加を図るとともに、一般の保育所において、段階的におおむね3か月からの乳児を受け入れます。 【家庭保育員数(生後43日から)】 21年度:11人⇒26年度:20人
4	計画的な老朽改築等の推進 (子ども家庭局・保育課)	民間法人の協力のもと、老朽化の進む施設を対象に、計画的な施設の改築などを行います。 改築にあたっては、ゆとりある保育室の確保、地域 交流スペースの設置など、施設環境と機能の向上に努 めます。
5	保育所等耐震対策 (子ども家庭局・保育課)	耐震化未実施の保育所等について、耐震診断を計画 的に推進します。 また、診断結果等を踏まえ、計画的な耐震改修等を 推進します。

⑤ 直営保育所の再編と機能強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	直営保育所の再編・民営化 【拡充】≪再掲≫ (子ども家庭局・保育課)	保育所運営の効率化と機能の集約・強化を図るため、児童数の減少等に伴う近隣の保育所との統合や、 老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の 民営化を行い、施設の再編を進めます。 【直営保育所数】 21年4月:23箇所⇒27年4月:18箇所
2	障害児保育の充実【拡充】 ≪再掲≫ (子ども家庭局・保育課)	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行います。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

3	親子通園クラスの設置 【新規】 (子ども家庭局・保育課)	直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、 発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保 育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行 います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係 機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの 移行を支援します。 【実施箇所数】 26年度:7箇所
4	緊急時対応保育所の整備 【新規】 (子ども家庭局・保育課)	新型インフルエンザなどの新型感染症発生時や災害 発生時など、保育所を一斉休園する緊急時に、医療関 係者など、特に保育を必要とする保護者へ対応するた め、直営保育所を「緊急対応保育所」として開所します。
5	区役所における保育サービス 等の相談・コーディネート 機能の向上【新規】 (子ども家庭局・保育課)	区役所の保育サービスに関する窓口の体制を強化し、保育サービスに関するきめ細かい説明や情報提供を行いながら、児童と保護者の状況を踏まえた保育サービス等のコーディネートに取り組みます。
6	支援の必要な子どもと家庭を 支えるネットワークの構築 【新規】 (子ども家庭局・保育課、 子育て支援課、子ども総合 センター、保健福祉局・ 障害福祉課)	発達の気になる子どもや、育児に不安を抱えた保護者など、支援の必要な子どもと家庭への個別対応と継続した支援を行うため、区役所と直営保育所の連携を深め、保健・医療・福祉・教育の連携によるネットワークづくりを進めます。
7	保育サービスに関する情報 提供の充実【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	市ホームページ上で各保育所の入所状況を表示し、 保育所入所希望者等への情報提供の充実を図ります。
8	直営保育所給食調理業務 民間委託 (子ども家庭局・保育課)	北九州市経営プラン(平成20年12月)に基づく「公民パートナーシップの推進」の一環として、直営保育所の保育所給食調理業務の民間委託を行います。 委託化の基準として、「調理員が2名欠員」となった時点で、民間委託化を行います。

⑥ 保育所における子育て支援の充実

No.	事業名(担当課)	事業概要		
1	親子通園クラスの設置 【新規】《再掲》 (子ども家庭局・保育課)	直営保育所へ新たに「親子通園クラス」を設置し、 発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ、保 育所での遊びや体験、相談を通じて継続した支援を行 います。 また、直営保育所と保健・医療・福祉・教育の関係 機関が連携しながら、児童の保育所、幼稚園などへの 移行を支援します。 【実施箇所数】 26年度:7箇所		
2	地域子育て支援センター事業 (子ども家庭局・保育課)	子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・ 指導や育児サークル等への支援を行います。 【実施箇所数】 21年度:8箇所⇒現状維持		
3	子育て支援員の養成・配置 (保育所) (子ども家庭局・保育課)	北九州市社会福祉研修所での研修の一層の充実を図り、保育所の保育士を子育てに関する相談や育児サークルの支援等に対応できる「子育て支援員」として養成します。 「子育て支援員」は、市民センター等と連携しながら、保育所において子育て家庭支援の中心的役割を担います。 【配置保育所数】 21年度:すべての保育所⇒現状維持		
4	身近な施設における相談の 実施 (子ども家庭局・保育課)	保育所や幼稚園、学校、市民センター、小児科医などの身近な施設において、通常の業務や活動の中で、それぞれの特性を活かした子育て相談や情報の提供を行います。 このうち保育所においては、すべての施設で地域の子育て家庭を対象とした相談を行います。		
5	子育て支援総合コーディ ネーターの配置 (子ども家庭局・保育課)	「子育て支援サロン"ぴあちぇーれ"」に子育て支援総合コーディネーターを3名配置し、面接、電話、インターネット(メール)による子育てに関する相談への対応を行うとともに利用者に必要な関係機関との連絡、調整等の支援を行います。 また、各種子育てサービスの情報を収集し、インターネット等を活用して情報の提供を行います。		

6	一時保育事業【拡充】 (子ども家庭局・保育課)	保護者のパート就労や冠婚葬祭、および育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。 今後は、実施箇所数を増やし、また保育所での保育が可能な障害のある子どもの受け入れを促進します。 【実施箇所数】 21年度:54箇所⇒26年度:64箇所
7	保育所における地域活動事業(子ども家庭局・保育課)	保育所が持つ専門的知識、ノウハウを活用し、相談活動や育児講座の開催、育児情報の提供、育児サークルへの支援を行うなど、地域の子育て支援の核として子育て家庭への支援を拡充します。 また、保育所における世代間交流事業や異年齢児交流事業など幅広い活動を通して児童の社会性を醸成します。 【実施施設】 21年度:すべての保育所⇒現状維持
8	保育所・幼稚園情報の 積極的な提供 (子ども家庭局・保育課、 子ども家庭政策課、 教育委員会・企画課)	市民に愛され親しまれる保育所・幼稚園となるため、また、市民が保育所・幼稚園を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、保育所・幼稚園の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、保育所、幼稚園に通う子どもや保護者向けの情報を、保育所、幼稚園を通して提供します。
9	施設、園庭の地域への開放 (子ども家庭局・保育課)	地域住民の理解を深め、開かれた保育所・幼稚園づくりを推進するため、未就園児と保護者に施設や園庭の開放を促進するとともに、行事への地域住民の参加を促すなど、安全管理のもとで開放的な雰囲気づくりに取り組みます。 【実施施設】 21年度:すべての保育所⇒現状維持
10	親子ですすめる食育教室 (子ども家庭局・子育て 支援課、保育課)	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、入所児童の保護者を対象に乳幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演または実習などを行います。 【教室開催回数】 20年度:40回→現状維持(毎年度:40回)

11	保育所を通じた地域への 食育推進事業 (子ども家庭局・保育課)	保育所において、食事に関する悩みや不安を解消するために、入所児童の保護者に加え、地域の子育て家庭を対象として食育に関する相談や講演会等を充実します。 【実施保育所の割合】 20年度:61%⇒26年度:70%
12	保育所入所児童への食育 推進事業 (子ども家庭局・保育課)	保育所入所児童の食に関する興味や関心を高めるために、子どもたちに栽培活動や調理などを体験させ、また、給食を生きた教材として活用した食育指導の充実を図ります。 【実施保育所】 20年度:96%→26年度:100%
13	保育所給食を通じた家庭への 食育の普及啓発 (子ども家庭局・保育課)	保育所入所児童の保護者に、食育について関心をもってもらうため、給食の保護者試食会や、献立表・食育だよりの配布などを通して、家庭への食育の啓発を図ります。 【実施保育所の割合】 20年度:100%⇒現状維持
14	保育所給食におけるアレル ギー対応 (子ども家庭局・保育課)	食物アレルギーを有する児童に対して、アレルギー 対応給食を提供します。
15	保育所措置費用負担金の軽減 (子ども家庭局・保育課)	保育所措置費用負担金(保育料)は、国の示す徴収金基準額に基づいて定めることを基本としています。本市では、保護者の負担を軽減するため、市独自の軽減措置に努めます。



(3)放課後児童クラブ

【「新新子どもプラン(平成17~21年度)」の実績・成果】

放課後児童クラブは、共働き等の理由により昼間保護者のいない、主に小学校低学年の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

そのため本市では、これまで放課後児童クラブが未設置の小学校区(放課後児童 数おおむね10人以上)での整備や、既設放課後児童クラブの老朽化等による移設 を進めてきました。

さらに、放課後児童クラブに入所できない待機児童の解消、開設時間の延長、高 学年児童や集団生活に適応可能な障害のある子どもの受け入れの促進など、放課後 児童クラブの充実に努めてきました。

平成20年度から、さらなる待機児童の解消や高学年児童の受け入れなどの放課後児童クラブの課題の早期の解決と、放課後の児童の安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブへの入所対象を、低学年の留守家庭に限らず希望するすべての児童とする、いわゆる全児童化に転換しました。平成20~22年度までの3か年で、すべての放課後児童クラブで全児童化に対応できるよう必要な施設や体制の整備を行っており、体制が整った放課後児童クラブから、順次、全児童化を実施しています。この結果、待機児童数が減少し、高学年の登録児童数が大幅に伸びています。

このように、全児童化へと方針を転換することにより、放課後児童クラブの充実が図られました。また、「次世代育成に関する市民ニーズ調査」の結果では、放課後児童クラブの施設・環境については約7割の人が、利用日・利用時間などの運営内容については約8割の人が「満足」と回答しています。

一方で、次のような現状・課題が見られます。

【現状・課題】

ア 待機児童の解消など

放課後児童クラブの全児童化を実施するため、平成22年度までに必要な施設や体制の整備を行っていますが、整備が完了していないために入所希望者を受け入れることができない放課後児童クラブがあります。



全児童化を計画どおり推進し、待機児童の解消などの放課後 児童クラブの課題解決を図る必要があります。

イ 施設整備

登録児童数が増加傾向にある中で、国のガイドライン(児童1人あたりの生活スペースとして、おおむね1.65㎡以上の面積の確保および休息できる静養スペースの確保等)に基づく整備が完了していないため、子どもの生活スペースが十分確保されていない放課後児童クラブがあります。

また、国のガイドラインでは、登録児童数は最大70人までとすることとされていますが、登録児童数71人以上となっている放課後児童クラブがあります。



入所希望児童数に応じて、国のガイドラインに基づく施設整備を行い、子どもの生活スペースや静養スペースを確保するとともに、 登録児童数71人以上の大規模クラブの分割を行う必要があります。

ウ 運営内容

現在、放課後児童クラブは、校区社会福祉協議会などの地域団体や社会福祉法人など多様な団体によって運営されており、運営に関するモデルプランを示しているものの、クラブごとに開設日や開設時間などの運営状況に違いがあります。 また、放課後児童クラブに対する市民ニーズが多様化するとともに、全児童

さらに、学校や地域等との連携、協力による地域や放課後児童クラブの特性 を活かした活動については、それぞれの放課後児童クラブによって、その取り 組みに差があります。

化に伴い、高学年児童や障害のある子どもの入所が増加しています。



放課後児童クラブに対するさまざまなニーズに応えられるよう 運営の質を高める必要があります。

従来の「安全な子どもの居場所づくり」との視点だけでなく、 学校や地域との連携を通じ、思いやりの心を持ち、自立した子どもを はぐくんでいく必要があります。

- ・ 運営体制の強化
- · 障害のある子どもの受け入れ体制の強化
- ・ 指導員の資質向上
- 開設時間の標準化・延長
- ・ 放課後子ども教室的要素(体験活動・交流活動等)の付加

以上のことを踏まえて、次のような施策に取り組みます。

【施策の方向性・柱】

『希望するすべての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童 クラブの実現』

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

平成23年4月には、すべての放課後児童クラブで全児童化が実現できることを目指して、そのための体制整備を進めるなど、運営基盤の強化を図ります。

② 放課後児童クラブの魅力向上

放課後児童クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、 各地域の特色を活かした魅力ある放課後児童クラブの運営を促進します。

【成果の指標(目標)】

i) 待機児童数(21年度: 26人⇒26年度: 0人)

ii) 登録児童数71人以上の大規模クラブ数

(21年度: 16クラブ⇒26年度: 0クラブ)

iii) 放課後児童クラブに対する満足度

(施設、環境 20年度:67.1%⇒向上、

利用日、利用時間 20年度:78.8%⇒向上)



〔参考データ〕

○ 放課後児童クラブ数および設置校区数

	クラブ数	校区数	
平成16年度	116クラブ	113校区	
20	126クラブ	123校区	
21	145クラブ	125校区	

○ 全児童化実施クラブ数および校区数

	クラブ数	校区数	
平成20年度	19クラブ	19校区	
21	64クラブ	50校区	

○ 登録児童数および待機児童数

	登録児童数		待機児童		
	高学年 児童数		人数	クラブ数	
平成16年度	4,747人 445人		122人	18クラブ	
21	7,224人	966人	26人	4クラブ	

○ 登録児童数71人以上の放課後児童クラブ

	クラブ数
平成20年度	22クラブ
21	16クラブ

○ 18時30分以降まで開設している放課後児童クラブ

	クラブ数	
平成16年度	48クラブ(41.4%)	
21	117クラブ (80.7%)	

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数

※ 171ページ参照

○ 放課後児童クラブに対する満足度

	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設、環境	13.0%	54.1%	25.3%	7.5%	0.0%
利用日、 利用時間	28.8%	50.0%	15.1%	6.2%	0.0%

資料:北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」

北九州市「次世代育成に関する市民ニーズ調査(平成20年度)」 自由記載欄意見(要旨抜粋)

- ・ 地域の人たちとの交流の機会を増やし、皆で子育てできる環境づく りを希望する。
- ・ 自然遊び、外遊びの体験や、父母とは違った人たちからアドバイス を受けたり、褒められたりする機会がほしい。
- · 大学生を中心に、大学生と小学生、中学生といったいろんなパターンで人間関係を築くチャンスを作ってはどうか。
- ・ 地域の大人の目がよく届く所に、子どもが安全に遊べる広い遊び場がほしい。



具体的な取り組み

※ 網かけの事業は、新たに取り組む、拡充を図るまたは引き続き重点的に取り組むもの

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	全児童化のための施設整備 【拡充】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	留守家庭の保護者が安心して子どもを預けて働くことができるよう、放課後児童クラブの施設整備を行います。 さらに、留守家庭以外の児童も受け入れ、希望するすべての子どもたちの放課後の居場所づくりを推進します。 ○ 利用希望者すべてを受け入れることができ、ガイドラインに沿った(子どもの生活スペースや静養スペースの確保等)施設の整備 ○ 適切な指導を行う上で必要な環境を整えるため、大規模クラブの分割 【登録児童数71人以上のクラブ数】 21年度:16クラブ⇒26年度:0クラブ 【全児童対応クラブの割合】 23年度:100%
2	放課後児童クラブの運営体制の 基盤整備【拡充】 (子ども家庭局・子育て支援課)	《運営体制の強化》 全児童化に併せ、市民ニーズに応えられる運営内容 を確保するため、研修会の実施、運営マニュアルの作 成、開設時間の標準化や延長の推進等により、運営体 制の充実を図ります。 《指導員の資質向上》 全児童化により、受け入れが増加する高学年児童や 障害のある子どもへの対応が適切に行えるよう、指導 員の資質向上を図ります。そのため、研修の充実、指 導員相互の交流や情報交換、障害のある子どもなどの 対応を支援するための臨床心理士等の巡回派遣を行い ます。 【18:30以降まで開設するクラブの割合】 21年度:80.7%→26年度:100%
3	総合療育センター等の専門 スタッフの派遣【拡充】 《再掲》 (保健福祉局・障害福祉課)	保育所や幼稚園、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設に「総合療育センター」や「発達障害者支援センター」から専門スタッフを派遣し実地に指導・助言を行うとともに、保育士等の職員研修を充実することで、障害のある子どもの特性やかかわり方の理解を深め、障害のある子どもの受け入れの促進や支援の向上を図ります。

② 放課後児童クラブの魅力向上

No.	事業名 (担当課)	事業概要
1	放課後児童ヘルパーの設置 【新規】 (子ども家庭局・子育て支援課)	地域の特色を活かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、地域との連携を図り、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として登録し、活動を支援していきます。 【実施クラブの割合】 26年度:50%
2	夏の教室(地域版)の実施 【新規】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	児童放課後いきいき指導事業を拡充し、スポーツ、 文化等の指導員の派遣や放課後児童ヘルパー等の地域 力の活用などにより、夏季休業日中に小学校で一週間 程度実施されている「夏の教室」の地域版を放課後児 童クラブで実施し、生活体験や自然体験、スポーツや 伝統文化などさまざまな体験をさせるとともに、学習 習慣を養います。 また、学校との連携により、校内で育てている動植 物の世話や観察などを行います。 【実施クラブの割合】 26年度:50%
3	放課後ジュニアリーダー プログラムの展開【新規】 (子ども家庭局・子育て支 援課)	高学年児童(5〜6年生)をジュニアリーダーとし、 指導員、放課後児童ヘルパーとともに低学年児童等の お世話をすることで、高学年児童の思いやりの心や自 立を促していきます。 【実施クラブの割合】 26年度:50%

